

道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に基づく地域公共交通会議等において
協議が調っていることの証明書

令和 7 年 12 月 16 日に開催した日高市地域公共交通協議会において、
下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 運行の態様

路線定期運行

2 協議が調っている事項

(1) 路線の新設

こま川団地第一折返場～武蔵高萩駅

(2) 運行系統又は運送区間

別添運行系統図のとおり

(3) 運行事業者

高麗川交通有限会社

(4) 使用する車両

車名	型式	乗車定員	長さ	幅	車両総重量
ニッサン	3BF-DS8E26	10 名	523 cm	188 cm	2, 260 kg

(5) 適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

	条項	内容
1	第 37 条第 2 項第 2 号	乗降口のスロープ
2	第 39 条第 1 項	車いすのスペース
3	第 40 条第 1 項	通路（有効幅）
4	第 40 条第 2 項	手すりの設置
5	第 41 条第 1 項	運行情報提供設備
6	第 41 条第 2 項	車外用放送設備
7	第 41 条第 3 項	行き先の表示

(6) 移動円滑化基準適用除外車両を使用する理由

今回の対象路線は、市及び運行事業者を構成員に含む協議会での議論を経て、周辺の生活利便施設等への生活交通としての運行を主目的として経路を定めた路線であり、一部の区間においては狭隘箇所が存在する。運行にあたっては、歩行者や他の車両の安全性の確保が必要不可欠であり、また、実証運行において確認された移動需要に応じた車両規模を踏まえ、ワゴン車両での運行が適当であると考えられる。

なお、乗車定員を最大限利用可能な10人乗りとするため、車椅子スペース、通路の手すり等の間隔を十分に確保することが困難となることから、移動円滑化基準適用除外車両を使用するものである。

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用始期：令和8年6月1日から実施

令和7年12月16日

日高市地域公共交通協議会

会長 久保田 尚